会議名	平成３０年度第２回四街道市青少年問題協議会会議録
日時	平成３０年８月１日（水）　午前１０時００分～午前１１時３０分
会場	四街道市保健センター３階大会議室
出席委員	社会教育委員【江﨑俊夫】委員　保護司会長【髙司実】委員 小・中学校長会【豊田充】委員　四街道警察署【沼田恵美】委員代理【小沢信】氏 青少年相談員連絡協議会【横山武】委員　子ども会育成連合会【佐藤光江】委員 体育協会【清水悦美】委員　社会福祉協議会【齊藤康治】委員 民生委員・児童委員協議会【吉橋俊明】委員　レクリエーション協会【中島隆】委員 市民公募委員【菊地鐐二郎】委員　市民公募委員【中原三代子】委員 市民公募委員【山岸竜治】委員
欠席委員	ＰＴＡ連絡協議会【川東知也】委員　青少年補導委員連絡協議会【久保木利雄】委員
事務局	教育部次長【濱田宗孝】 指導課（議題担当課）：教育部参事・課長【秋庭行雄】　主幹【伊藤友江】 (教育サポート室)指導主事【福田薫】
	スポーツ振興課：課長【野口周平】　課長補佐兼青少年係長【種村通康】 青少年担当【山本純也】
傍聴人	０人
会議次第	１．開会 ２．会長挨拶 ３．指導課長挨拶 ４．議題　（１）「四街道いじめ防止基本方針」の改定について ５．その他 ６．閉会

１．開会	
２．会長挨拶	
江﨑会長	―　会長挨拶　―
３．指導課長挨拶	
秋庭指導課長	―　指導課長挨拶　―
事務局：野口	議事に入る前にご報告します。本日の出席委員は１３名です。従って四街道市青少年問題協議会条例の規定に基づく過半数の定足数に達していますので、本会議が成立することをご報告します。それでは、四街道市青少年問題協議会条例第５条に「協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。」とありますので、これ以降の会議の進行につきましては、【江﨑】会長にお願いします。
江﨑会長	これより、会議の進行を務めさせていただきます。 審議に先立ちまして、本会議の公開・非公開の決定についてお諮りします。原則、公開となっております。本日の審議内容は非公開にする必要はないかと思いますので本会議を公開することと決定してよろしいでしょうか。
委員	―　異議なし　―
江﨑会長	それでは、公開とします。傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局：野口	現在のところ傍聴人はおられません。
江﨑会長	次に本会議の議事録の取り扱いについてお諮りします。１点目ですが、議事録に発言者を記載するか否かについてです。審議の内容の透明性を図る上で発言者の氏名を明記させていただきますので、よろしくお願いいたします。２点目として、議事録の作成についてですが、「要点筆記」による議事録とさせていただきたいと思います。 また、議事録の正確性を期すため、本会議での発言を録音させていただくことを、あらかじめご了承くださるようお願い申し上げます。何かご意見はございますか。
委員	―　異議なし　―
江﨑会長	ご意見がないようなので、３点目に議事録署名人についてお諮りします。 １名ですと公平性に欠けるため、２名の議事録署名人を選出することでよろしいでしょうか。
委員	―　異議なし　―
江﨑会長	それでは、２名選出したいと思います。 私が指名させていただいてよろしいでしょうか。
委員	―　異議なし　―
江﨑会長	今回は、【豊田】委員と【吉橋】委員にお願いしたいと思います。
４．議題（１）「四街道市いじめ防止基本方針」の改定について	
江﨑会長	それでは、会議次第に従い進めて参ります。最初に事務局より議題(１)「四街道市いじめ防止基本方針」の改定について説明をお願いいたします。
事務局：種村	それでは、議題（１）「四街道市いじめ防止基本方針」の担当課であります、指導課よりご説明をお願いいたします。
指導課：伊藤	※「四街道市いじめ防止基本方針」改定案　参照 指導課教育サポート室長をしております伊藤でございます。よろしくお願いいたします。 現行の方針は、平成２８年３月に策定されたものです。この方針に沿って２年間取組を行ってきましたが、もう少し具体的なことまで入っていた方が取組しやすいと感じていました。この度の改定では、市や教育委員会、市内小中学校等が具体的にどのように動いたらよいのかがわかるように加筆修正を行うことにしました。６月２８日に開催した「市いじめ対策調査会」、また７月１０日に開催した「市いじめ問題対策連絡協議会」において、改定に向けた素案を提示し、委員の皆様からご助言をいただきました。改定案は、その助言を反映させたものになっています。下線を引いた部分が、現行の方針に加筆修正を行った部分になります。 １ページ「はじめに」です。現行の方針では、１ページ分の分量があるのですが、この方針を策定するにあたっての市の考えのみに絞りました。 ２ページ１「いじめ防止等の対策に関する基本理念」２「いじめの定義」ですが、本市の条例には、基本理念やいじめの定義を示しているのですが、方針には入れていませんでした。方針にも明示したほうがわかりやすいと思い、今回、加筆しました。

	３ページのカの「けんかやふざけ合いについて」の部分や、クについては、国・県の改定で新しく付け加えられた部分です。 ５ページ３「四街道市における取組」ですが、５ページの「市が実施すべき基本的事項について」は、現行の方針にはないのですが、ＰＤＣＡサイクルで取り組むこと、学校に対して必要な指導・助言を行うこと等、方針に明示したほうがよいと思い、加筆しました。 ６ページのいじめの未然防止の（１）いじめの防止については保護者に配布しております。（２）（５）については、研修会について詳しく説明しております。（４）には、教育サポート室でいじめ・不登校について取り扱っていることについて加筆しました。 ６ページ下の「いじめの早期発見・相談について」です。この部分でも、教育サポート室のことや、市が行っていることを具体的に記載するようにしました。 ７ページの「いじめを認知した場合の対応・指導」も同様です。 ７ページ下ですが、現行では、「公表・点検・評価」となっていますが、順番に「点検・評価・公表」としました。また現行ではこの前に、「重大事態への対処」を入れていました。現行では、「四街道市における取組」と「学校における取組」のそれぞれに重大事態への対処について記載していたのですが、重大事態への対処については、ケースによって学校が調査主体となる場合や、市教育委員会が調査主体となる場合があり、別々の記載だとわかりにくい部分もあるため、市の動きと学校の動きを合わせて、後半に移動することにしました。 ８ページ４「市立学校における取組」です。現行では、「学校における取組」となっていましたが、「市立学校」としました。本市条例では、「学校」というと、高等学校や特別支援学校も含むのですが、この章では、市内小中学校における取組について述べているため、「市立学校」としました。他の章では、必要に応じて「市立学校」と表記しています。 学校における取組の最初に、「学校いじめ防止基本方針について」を、新しく明記しました。８行目からにあるように、学校のいじめ防止基本方針は「行動計画」となるようにすることが求められています。学校にも意識して策定するよう呼びかけています。 「いじめ防止等の対策のための組織について」も、「学校いじめ対策組織の構成」について、より詳しく記載するようにしました。協議や対応する内容によって、柔軟に動くことができるように設定することを働きかけていきます。 １０ページの「いじめの未然防止」の、下のほうにある「いじめの未然防止に関する指導等について」は、国、県の方針の改定にならい、（３）（４）（７）（８）など、新しく盛り込まれた内容を反映させました。（４）のインターネット上のいじめについては、子どもたちの生活に大きく影響しているといわれています。（７）では周りの子ども達への指導について（８）では特別に配慮が必要な子供について詳しく記載しました。本市でも発達障害を持つ子どもが関わる事案が増えてきています。また、外国籍の子どもや性同一性障害等、新しく盛り込まれた内容を反映させ、具体的な記載にしました。 １２ページ一番上の「教職員の研修について」の（２）については、対策調査会委員からの助言により加筆しました。また、（３）については、教職員の人権意識の向上は非常に重要なことであると考えますので、加筆しました。 「いじめの早期発見・相談について」の（３）は、国、県の改定で新しく盛り込まれた内容ですので、加筆しました。また、（３）の最後の部分は、対策調査会委員からの助言により加筆しました。（４）（６）は、学校で行うべき具体的な内容を入れました。

	１３ページです。「いじめを認知した場合の対応・指導について」は、新しく入れた部分が多くなっています。本市におけるいじめの事例の中で、初期の校内での情報共有がうまくいかずに、そのあとの対応が遅れてしまったというものが見られるため、詳しく入れるようにしました。また、国、県の改定の内容も反映しています。（１）（２）については学校に強くお願いしているところです。 １４ページには、「いじめの解消」の状態についても、明示するようにしました。（１３）のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、「教職員は日常的に注意深く観察を続ける。また、折に触れ、必要な支援を行うことが大切である。」ということについて記載してあります。 １５ページですが、現行では、学校の取組の中に重大事態への対処を入れていましたが、先ほどの「市の取組」の部分でお話ししましたように、後半部分に移動しました。「点検・評価・公表」の（３）ですが、今回の改定では、いじめ防止に関する取組の実施状況を学校評価の項目に設定することが盛り込まれましたので、その部分を反映させました。 １６ページです。５「家庭における取組」では、対策調査会委員より、被害児童生徒の保護者に関する内容を入れた方がよいとの助言がありましたので、（２）を加筆しました。 １７ページです。８「重大事態への対処」です。現行の方針では、市と学校の動きをそれぞれに記載していたのですが、重大事態への対処は、調査主体が学校になるか市になるかなど、ケースによって対応が違ってくるので、この部分にまとめて書くようにしました。国・県の方針の改定を受け、また文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「不登校重大事態に係る調査の指針」を踏まえて作成しました。 「教育委員会または市立学校による調査」ですが、（１）として重大事態の定義、（２）認知した場合の対応、（３）調査主体等の決定、（４）調査について、（５）調査結果の報告等、（６）関係機関等との連携と、調査の流れの順に書くようにしました。 ２０ページ下の方になりますが、教育委員会からの報告を受けての「市長による再調査及び措置」を示しました。 ２１ページには、「重大事態が市外で発生している場合」について記載しました。市内在住で市外の学校に通っている児童生徒がいじめの被害者となっている場合などについてです。 ２２ページ「９その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項」この部分は、現行にはないのですが、資料の保存、また教職員の業務の効率化について重要であると考えますので、加筆しました。資料部分は、現行とは変わりません。長くなりましたが以上です。
江﨑会長	詳しい説明でありがとうございます。かなり実務的になっています。ただいまの説明について質問、意見をお願いします。
齊藤委員	５ページ（３）学校評価及び人事評価でいじめ問題を扱う場合とあるが、それは何を意味しているのか。それから、１８ページの調査主体が学校の場合と教育委員会が調査主体の場合では何が違うのか。学校が対応しきれなかった時に教育委員会が行うのか、それとも、案件が別なのか教えていただきたい。
指導課：伊藤	５ページの（３）の「学校評価及び人事評価でいじめ問題について扱う際は」というところですが、学校評価は各学校の中でのいじめ問題に対しての取組状況についての評価なのでわかりやすいと思いますが、人事評価につきましてはそれぞれの教職員に

	ついて、人事評価をするということで、ここ数年新しく始まっているところです。人事評価については、その中でいじめ問題に対して熱心に取り組んでいる職員、その逆に本来はもっと一生懸命に取り組まなければならないのに、そうでない職員については人事評価に反映させるということになります。 もう一つの、重大事態についてのご質問ですが、１８、１９ページにあります調査主体の決め方のことですが、いじめへの対応につきまして、今のところ文部科学省や県からの通知も、日進月歩のところがあります。現状はいじめによって不登校になった重大事態の調査は、原則学校が調査主体で行うことになっていますが、基本的に保護者の方が「学校主体の調査だと心配である。」という意見がある場合には、最初から教育委員会が行うこともあります。ケースバイケースで行うことになります。
齊藤委員	ニュースでよく「納得できないから第三者を入れて。」と言われているが、そういうことを言っているのですか。
指導課：伊藤	教育委員会が調査主体の場合は、「対策調査会を調査組織とする」となっています。この対策調査会が、第三者委員会となるように組織をしています。対策調査会の調査ということになります。それで、保護者の方が納得できなかったり、市長が「もっと調査が必要である。」という場合には、教育委員会ではなく、「市長部局で調査委員会を立ち上げて調査を行う。」というような流れになっております。
山岸委員	調査する際、学校主体の場合は学校の内部の人間だけですか。また、教育委員会が主体の場合は、教育委員会の人だけなのですか。
指導課：伊藤	学校が調査主体になる場合も、市から「学校と関わりのないスクールカウンセラー等を派遣する。」ということになっております。市の対策調査会というのは、もともと教育委員会に関係のない人達で組織されています。大学の先生や医師、弁護士等で組織されています。教育委員会の内部の人間は対策調査会のメンバーにはなっておりません。
山岸委員	いずれも「第三者的な委員ということが、確保されている。」ということですね。 話が違いますが、この議事録はインターネットで公開しますか。過去の物を見ると公開になっているものもあるのですが。
事務局：野口	ホームページにて公開いたします。
山岸委員	わかりました。
江﨑会長	他はよろしいでしょうか。
齊藤委員	この基本方針には、改定案と書いてあるが、いつ決定するのですか。
指導課：伊藤	最終的には、教育委員会会議で議案になり議決して、決定します。今日ここでご意見をいただいたものを、教育委員会の中でもう一度検討し、いただいた意見を改定案に反映させたものについて、９月３日から一カ月間パブリックコメントを行うことになっています。それ受けまして１１月の教育委員会議で議決をし、予定としましては１２月に施行できればと考えています。

江﨑会長	日程をもう一度詳しく教えてください。
指導課：伊藤	日程について説明いたします。今日頂いたご意見について教育委員会の事務局で話し合いをして、改定案の加筆、修正を行います。９月３日から１０月３日まで一ヶ月間パブリックコメントを実施いたします。そこで頂いたご意見をもとにして最終調整を行いまして、１１月末の教育委員会会議で議決いたしまして、１２月１日から施行できるように、準備を進めていきたいと考えています。
江﨑会長	日程について詳しく説明がありました。ありがとうございました。
横山委員	内容はとても細かくて良いと思いますが、国のものは組織のイメージが明確にされているので、できれば資料の中に市の組織図のようなものがあるとわかりやすいと思います。
指導課：伊藤	文章で書いてあるだけではわかりにくいということもありますので、工夫していきたいと思います。
江﨑会長	図があった方が良いということです。他にありますか。
佐藤委員	市内のいじめの状態が把握できていないので、現状を教えていただけるとありがたい。それから、先生方の人事評価について、こういうことを評価されるということは、教師にとって、どんなメリットやデメリットがあるのでしょうか。少し心配になります。いじめの対策をしなかった先生はいないと思いますが、そのことに対して真剣ではなかったという先生が今後どのように評価されていくのか、何かしらのペナルティがあるのかが心配です。また、横山委員が言っていましたように、図のようなものがあるとわかりやすいと思います。いじめについては命について取り扱うことなので、「はじめに」の部分に「決して許される行為ではない。」ということが書いてあったことは、とても嬉しいことです。
江﨑会長	いじめの現状と、人事評価についての２点についてですね。
指導課：伊藤	いじめの市の状況については、認知件数は年々増加していますが、いじめが増えているわけではありません。小さいこともいじめとして捉えている先生方の意識が上がっているので、件数が増加しています。いじめの内容的には、からかいや相手に嫌な思いをさせるということが増えています。中学校では、複数の小学校から集まってきているので、１年生のいじめ認知件数が多いです。新しい人間関係の構築の際のトラブルにより多くなっています。また、特別な支援を必要としている子どもが関わるケースも増えています。いじめられたということもありますが、双方が特別支援学級在籍の児童生徒であることもあります。特別に支援が必要なお子さんに関しては、その当該の児童生徒だけだはなく、周りの子ども達への指導も必要になってくるので、今後力を入れていきたいと思っています。インターネット関係のいじめに関しては、凄く多いとは言えないが、ＳＮＳによる悪口の書き込みがあります。平成２８年度の後半に各学校の代表者によって、ＳＮＳサミットを開き、小中学生が自分たちでＳＮＳに関する５つのルールを決めています。そのルールを使って各学校で指導しています。保護者の方ともいじめの問題は連携を取っていかなければならないので、それぞれの学校で、相談窓口について周知し、相談がしやすい状況を作るのと同時に、教育委員会でも、教育サポート室で様々な家庭からの相談に対応しています。いじめの相談件

	数は多くはありませんが、相談もあがってきています。そのような状況です。
佐藤委員	認知件数の増加ということですが、いじめの調査については詳しく行っているのですか。「小さないじめも認知する。」ということを言っていますが、それが本当にそうなのかを、きちんと調査をした結果ですか。
江﨑会長	現状についてと認知した後の対応のことでしょうか。
秋庭指導課長	毎月、各学校からいじめの月例報告書が教育委員会にあがってきます。それをきちんと確認しています。いつ起こったのか、どのように対応したのか等をきちんと追って確認し、漏れがないようにしています。 人事評価については、これだけではわかりにくいと思いますが、現場の教職員が読むとわかると思います。５ページ（３）のとおりであるが、学校評価は他にも、「子供たちが意欲的に学習に取り組んでいるかどうか。」「環境が整っているか。」等いろいろな項目があります。同じく人事評価についても、学習指導や生活指導等のいろいろな項目がある中で、教職員が目標を立て、その途中途中で、どこまでできているのかを、いろいろな視点で評価をしていきます。教職員が申告し、管理職が点検し、きちんと面接を行い確認しています。ここに、「いじめ問題を取り扱う際は」と書いてありますが、「いじめがあったからダメ。なかったから良い。」というようなことではありません。場合によってはいじめを認知していないこともあるわけですので。逆に、小学校であれば、低学年の１、２年生でいじめがあった学級で、３年生になり担任が変わり、多くあったトラブルが、新しい担任が指導することによって、いじめが解消してきた等を考えれば、いじめは発生していてもプラスの評価となります。単に数字や目に見えるものだけでなく取組の状況を評価していきます。評価というのは、日常を確認するためにチェックをし、その結果「こうして行きましょう。」と組織で取り組むことが目的です。最後はメリットになるために評価をしていきます。そのことで、給料が上がる、下がるということという心配はあると思いますが、そうではないということをあえてここで示しています。
江﨑会長	少し、一般の人には少しわかりにくいですね。
中島委員	この文章だけでは、警察庁にいるのではないかと思ってしまう。教師はいじめ問題だけではなく、いろいろな問題があるが、こういう事ばかりになると、教育への熱意が薄れてしまったり、委縮してしまうのではないですか。
豊田委員	今はいろいろな調査があります。いじめ調査は年３回ありますし、セクハラ・体罰等の調査もあります。そのほかに、子供たちからの教育相談のアンケートもあります。もちろん保護者からの意見も聞いています。いろいろな意見を聞きながら、学校はやっていかなければならないので、自分が見えている範囲だけではなく、子供たちの眼、保護者の眼を意識してやっています。「自分の信念だけで、自分のやりたいようにやる。」ということは今はできません。しかし、見落とすことがないように、調査などを行いながら、いじめ等についても真剣に取り組んでいかなければならないと思いますが、決して委縮することなくやっています。
江﨑会長	現状としては、かなり先生方も厳しい状況であるということですが、いかがですか。
中島委員	現状はわかったが、テレビ等でいろいろとやっているが、学校の先生は平常心に戻れ

	るのか、とても気の毒です。
豊田委員	私たち教員は子どもと一緒にいて、子ども達の成長を見ることが楽しみで、この仕事を選んでいるので、マイナスなこともちろんありますが、日々あるのは、子ども達の笑顔であったり、先生に対する信頼であったりをエネルギーにしてやっています。決してそんな悲観的なことではなく、仕事ができていますので、ご心配いただいてありがとうございます。
中島委員	安心しました。
江﨑会長	応援の声ということで。解釈していただければ。他にご意見ありますか。
齊藤委員	ＳＮＳの書き込みの問題が出ましたが、今千代田中学校区の学校評議員をやっていまして、いろいろな研修会や会議で話題になっているのが、中学生女子のＬＩＮＥの仲間外しが多くあるということです。自分だけ知らなかったり、いつの間にかブロックをされて、自分だけ入れなくなる。ＬＩＮＥ外しの問題が多くあると聞いています。２点目は１２ページの四街道市の独自の取組について、もっとＰＲしても良いのでは。千代田中の生徒会もいじめ撲滅キャンペーンとしてリボンをつけてかなり活動していました。これについて、もっとＰＲをしても良いと思うし、もっと細かく、こんな取り組みがあってこんな成果があるということを教えていただきたい。
江﨑会長	ＳＮＳについての指導について説明をお願いします。もう一点は１２ページのいじめ撲滅キャンペーンについても独自の取組なのでもっとＰＲすべきではないかということです。
指導課：伊藤	一点目のＳＮＳの書き込みのことですが、四街道市は子ども達の携帯電話の所持率が他の市町に比べると、少し高いようです。学年によってばらつきがあるとは思いますが、それもあって、やはり中学生は委員さんの言うとおり、ＬＩＮＥの関係のトラブルもあると思っています。情報モラル教育という分野もあります。中学校では技術科でパソコン関係の情報を扱う授業があるので、その中で情報モラルに関することも学んでいると思います。新学習指導要領になり、今度、道徳が教科化されたということもあり、道徳の授業の中でも具体的にそういう場面も扱うような学習もあります。様々なところで機会を捉えて、そのような友達の心を傷つけるようなことがないように、未然防止にも力を入れています。現状、各学校で細かく取り組んでいただいています。いじめ撲滅キャンペーンについては、資料３１ページから書いてありますが、学校の実情に応じて実施をしています。校長等による全校児童生徒に向けた講話、いじめ撲滅に向けてのキャンペーン活動やいじめ撲滅に向けたクラス討論会、学級スローガン作りやその掲示、いじめ撲滅の呼びかけ等を行っています。また、いじめについて考え、いじめをなくそうとする態度を育てる道徳授業、学校便りやＰＴＡ広報誌による家庭や地域への広報活動、事前に学校だより等を通して、キャンペーンの周知を行う等いじめ防止、いじめの対応に関する教職員研修ということで書いてありますが、Ｃのところの子ども達が主体の活動ということで、イエローリボン運動等の取組は、教育委員会でどのような取組をしているのか、調査をかけていますので、あがってきたものをまとめ、他の学校の良い取組について校長会等を通して紹介しています。また、ホームページ等にも工夫して載せていくようにしていきたいです。
小沢氏	ＳＮＳの関係で、四街道警察生活安全課では、中学校を対象に、「ネット安全教室」

（沼田委員代理）	ということを行っています。そこで、ネットの正しい使い方や、「犯罪の加害者、被害者にならない。」ということを伝えています。ＳＮＳの誤った使い方で、相手が勘違いしてしまったことからいじめに発展してしまったという具体例を交えながら、ＳＮＳの正しい使い方について中学生に話をしています。小学生につきましては、まだ所持率も把握できていないので、行えていないのですが、中学生については積極的に行っています。
横山委員	個人的なお願いでありますが、先ほど資料の中のリーフレットを各家庭に配布しているということですが、いじめをしている子の家庭は、保護者もそういう意識がなかったり、常識が低かったりします。以前、少数の保護者の意見によって、林間学校の場所を変えられてしまったことがありました。俗に言うモンスターペアレントですが、そういう親がいじめを作り出していることもあるので、リーフレットの中に、いじめについて子ども達の意識だけでなく、いじめをしている子どもの保護者に「家庭環境も大切である。」ということを盛り込んでいただきたい。それで、変わるとは思いませんですが、是非よろしくお願いいたします。
山岸委員	５ページの（３）の所で佐藤委員が、話題にされていたことですが、これはちょっとわかりにくいので、要するにこれは、学校関係者が読むと、いじめが少ないことが、先生は良いと思っているけれども、少なければいいという問題ではなく、積極的に発見しなければ少なくなってしまうので、今は当事者が「いじめだ。」といえばいじめになりますが、先生の方がそれを認めないで違うと判断すれば、いじめではなくなってしまうので、「いじめの有無や多寡のみを評価する。」ということではなく、「少なければいいのではない。」というようにしてもらえるといい。積極的に見つけ出すことが重要だと滲ませていただいた方が市民はわかりやすい。二点目は、１７ページの重大事態の対処についての所で、教育委員会又は市立学校による調査の①、②についてですが、具体例の中に不登校の事例が入っていないので、不登校についても入れた方が良いのではないですか。
指導課：伊藤	不登校については②の方がそうなっています。
山岸委員	②がそうなっているのですが、①の所で、児童生徒の生命、心身又は財産にプラスする形で、「学習権の侵害について入れたらどうか。」と思いました。それと、もう一つ１９ページにところですが、ここは強く言いたいところで、下の方のところにフィードバックのところがありますが、「いじめを受けた児童、保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。」とあるが、これはとても大事なことであるが、「被害者側の求めに応じて」など双方向性を盛り込んでいただきたい。
江﨑会長	表現がわかりにくいところの人事評価の（３）については、事務局で文言を工夫してください。意見については、他にもあるので検討をお願いします。
指導課：伊藤	５ページの（３）の所は言葉が難しいところもあるので、言葉については考えていきたいと思います。不登校事例の学習権のことにつきましても、教育委員会で、検討していきたいと思います。
山岸委員	保健室登校なども含めて、教室で学べないこと自体が問題だということです。
江﨑会長	学習権という言葉が委員の方から出てきたので、関連してご検討ください。

指導課：伊藤	重大事態のところの１９ページの下の方に書いてある、フィードバックのことについてですが、今この場でお答えすることが難しいので、一度持ち帰って検討いたします。
江﨑会長	ご要望、ご意見についてご検討いただくということで、お願いいたします。他にありますか。ないようでしたら、今日いただいたご意見を元に、事務局のほうで検討をしていただき、９月３日からパブリックコメントを行います。委員の方からもパブリックコメントに意見を出してもいいのでしょうか。
指導課：伊藤	もちろん大丈夫です。
江﨑会長	後ほど気が付いたご意見については、パブリックコメントに書いていただきたいと思います。提出はホームページですか。
指導課：福田	パブリックコメントの方法は、ホームページに掲載しますが、提出については、持参及びＦＡＸ、郵送です。
江﨑会長	他に何かありますか。 以上で、議題（１）を終了いたしますが、最後に事務局より何かありますか。
秋庭指導課長	委員の皆様、ご審議のほど、誠にありがとうございました。本日いただいたご意見、ご助言に対する市の考え方につきましては、後日委員の皆様に郵送でお知らせするとともに、市ホームページで公表いたします。その後、必要に応じて改定案を修正して９月３日より一ヶ月間パブリックコメントを実施します。パブリックコメントの意見の概要と意見に対する市の考え方については、１０月下旬に市ホームページで公表し、１２月の施行に向けて準備を進めてまいります。
５．その他	
菊地委員	いじめに関して、最近中高生の言葉の乱雑さが目立ちます。言葉の乱雑さがいじめを助長していないか、学校現場の状況について教えていただきたい。
豊田委員	友達同士や親と話している言葉を聞くと、雑になっていると感じますが、学校の中では、少なくともちゃんとした言葉を使うようにしていますし、子ども達もできるようになっています。
６．閉会	

会議録署名人　　吉橋　俊明

豊田　充